

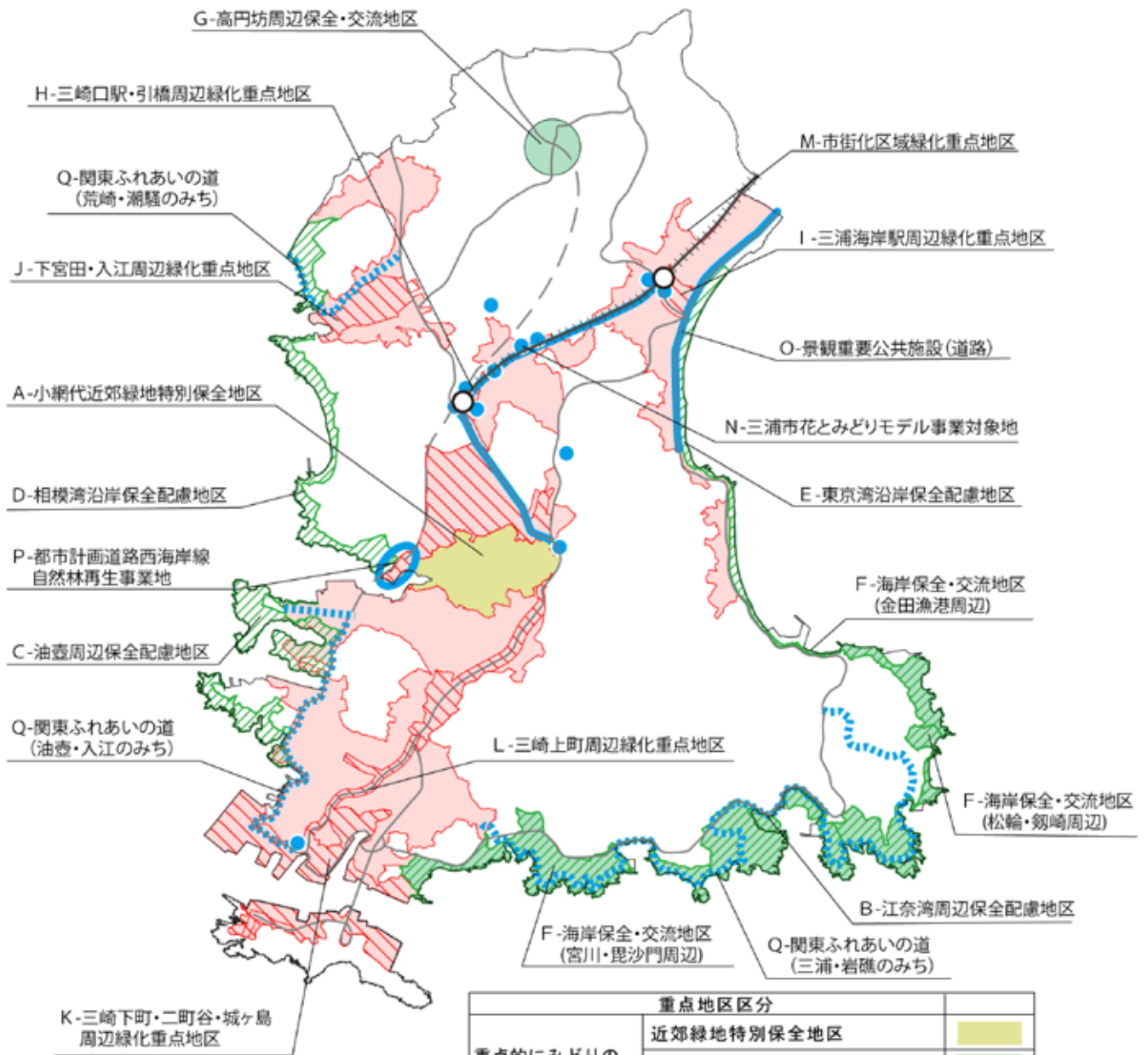
## 第3章 みどりづくりを重点的に進める地区の方針

### 1 基本的考え方

本市のみどりづくり施策を展開するため、重点的に緑地の保全や緑化の推進を図る重点地区を以下のとおり定めます。

重点地区は、みどりの将来構造（P14）に対応するとともに、都市緑地法の規定や三浦市都市計画マスタープラン等との整合を図り設定しています。

みどりの将来構造	重点地区区分		重点地区
みどりの保全拠点	重点的にみどりの保全に取り組む地区	近郊緑地特別保全地区	A - 小網代近郊緑地特別保全地区
		保全配慮地区	B - 江奈湾周辺保全配慮地区
C - 油壺周辺保全配慮地区			
D - 相模湾沿岸保全配慮地区			
海の保全・活用軸		保全・交流地区	E - 東京湾沿岸保全配慮地区
みどりの交流拠点			F - 海岸保全・交流地区 (宮川・毘沙門周辺、松輪・劔崎周辺、金田漁港周辺)
		G - 高円坊周辺保全・交流地区	
街の緑化拠点	重点的に緑化推進に取り組む地区	緑化重点地区	H - 三崎口駅・引橋周辺緑化重点地区
			I - 三浦海岸駅周辺緑化重点地区
			J - 下宮田・入江周辺緑化重点地区
			K - 三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺緑化重点地区
L - 三崎上町周辺緑化重点地区			
街の緑化軸	M - 市街化区域緑化重点地区		
重点緑化道路	重点的に緑化に取り組む道路	重点緑化道路	N - 三浦市花とみどりモデル事業対象地
			O - 景観重要公共施設（道路）
			P - 都市計画道路西海岸線自然林再生事業地
			Q - 関東ふれあいの道 (荒崎・潮騒のみち、油壺・入江のみち、三浦・岩礁のみち)



重点地区区分		
重点的にみどりの 保全に取り組む地区	近郊緑地特別保全地区	
	保全配慮地区	
	保全・交流地区	
重点的に緑化推進 に取り組む地区	緑化重点地区	市街化区域 特に重要な地区
	重点緑化道路	景観重要公共施設(道路) 関東ふれあいの道 都市計画道路西海岸線 自然林再生事業地 三浦市花とみどりモデル 事業対象地

重点地区位置図



## 2 近郊緑地特別保全地区の方針

### (1) 近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区とは？

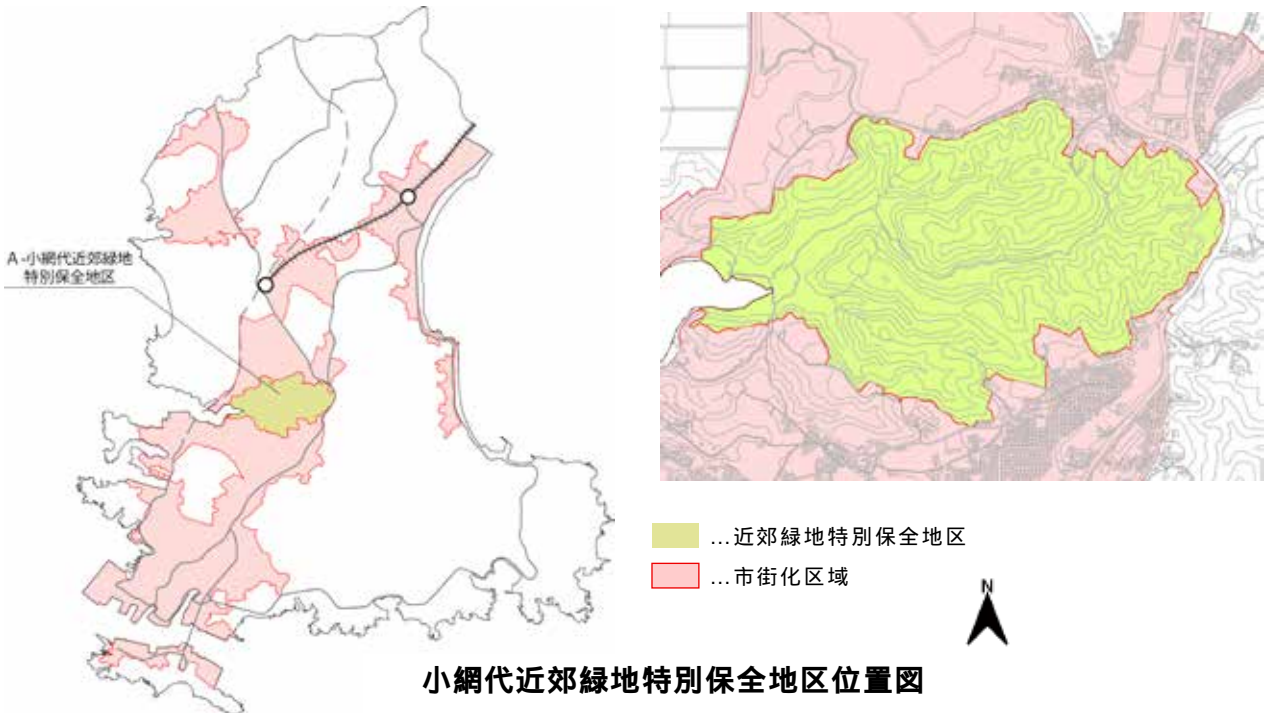
地区区分	根拠法令	制度の概要
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。</li> <li>・近郊緑地特別保全地区は近郊緑地保全区域内に、特別緑地保全地区は都市計画区域の内、近郊緑地保全区域以外を対象区域としています。</li> </ul>
特別緑地保全地区	都市緑地法 都市計画法	

- ・本市では、平成 23(2011)年に小網代近郊緑地特別保全地区の指定を受けています。
- ・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区は、保全の必要性が特に高い樹林地です。
- ・今後、新たに近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区の指定が検討される場合は、関係団体及び専門知識を有する者で構成される三浦市緑の審議会において審議を進めるものとします。

### (2) 地区別の方針

#### 【近郊緑地特別保全地区】

平成 23 年	小網代近郊緑地特別保全地区	約 65ha
---------	---------------	--------



A - 小網代の森近郊緑地特別保全地区

対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏近郊緑地保全法に基づき指定されている「小網代近郊緑地特別保全地区」です。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ボードウォーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>アカテガニ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ハンノキ林観察</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小網代湾の干潟</p> </div> </div>
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区は、首都圏近郊における貴重な大規模緑地であり、行政、NPO等の環境保全活動を背景として、秩序ある自然観察等が行われている場所です。</li> <li>・関東地方では唯一、水系を軸に森林、湿地、干潟及び海が自然状態でまとまった完結した集水域であり、希少種を含む貴重な生態系が形成されています。また、アカテガニの生態を観察することができる場所としても広く知られています。</li> </ul>
保全の方針	<p>保全の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23(2011)年に、小網代近郊緑地特別保全地区約 65ha の指定を受けており、今後も指定の継続による保全を図ります。</li> <li>・国の策定する「小網代近郊緑地保全計画」及び県の策定する「小網代の森環境整備・管理計画」に基づく計画的な保全・利活用、環境整備を進めます。</li> </ul> <p>施設の整備、維持管理の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や関係団体と役割分担のもと協力し、施設の整備、維持管理について適切に対応を図ります。</li> </ul>

### 3 保全配慮地区の方針

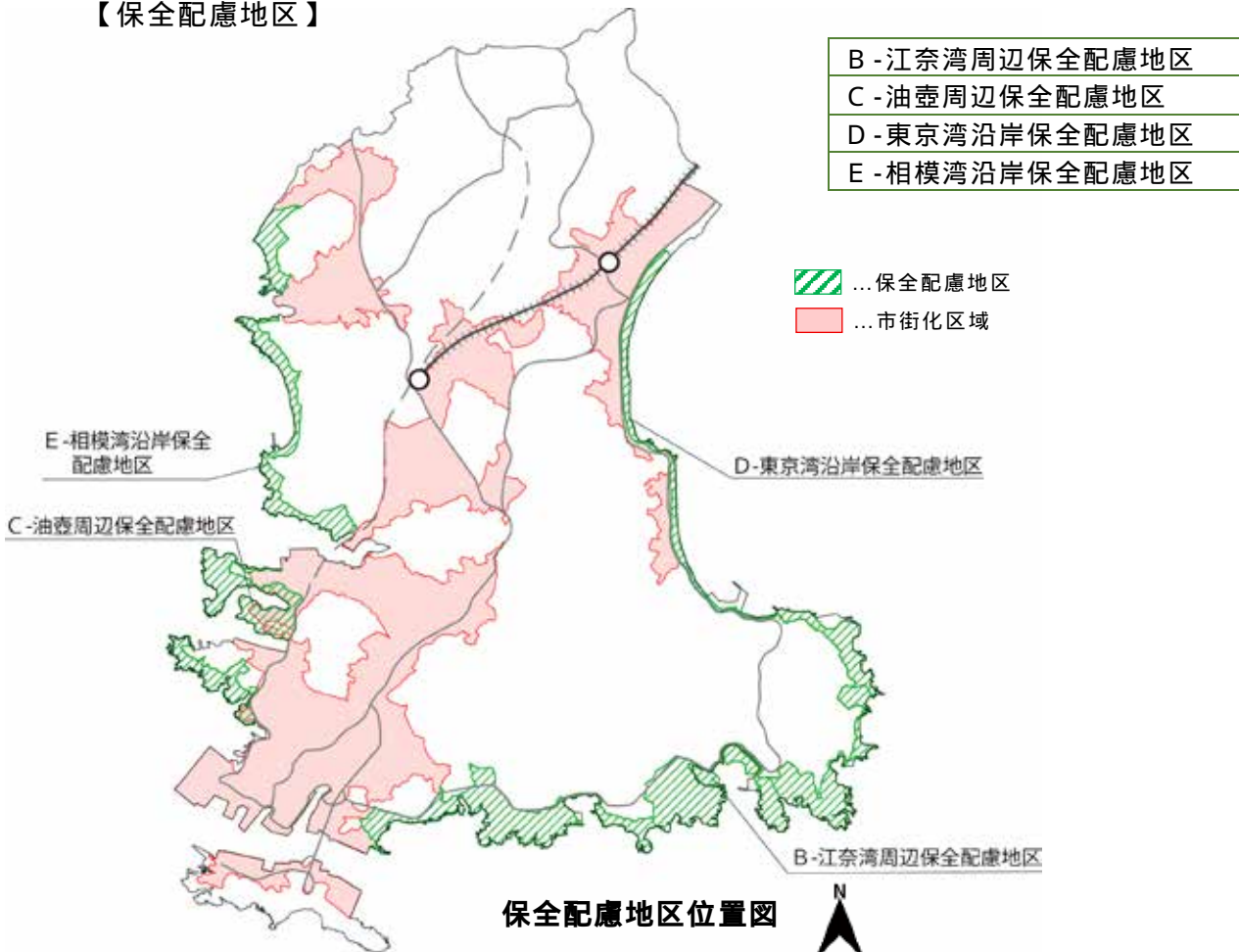
#### (1) 保全配慮地区とは？

地区区分	根拠法令	内容
保全配慮地区	都市緑地法	本計画の項目として定める地区であり、「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

- ・ 保全配慮地区は、「第1章 みどりの基本構想」の「3 みどりの将来構造」において、「みどりの保全拠点」、「海の保全・活用軸」に位置づける地区とします（P14 参照）。
- ・ 保全配慮地区の中で、特に重要性が高い地区について、公有地化や近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区、その他樹林地保全制度等の活用を検討します。
- ・ 保全配慮地区は、三浦市景観計画に基づき、空、海と砂浜、岩場、海食崖、自然石等で構成された特徴的な自然海岸の景観保全を図ります。

#### (2) 地区別の方針



##### 【保全配慮地区】



**B - 江奈湾周辺保全配慮地区の保全方針**

<p><b>対象区域</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な干潟を有する江奈湾とその背後の谷戸の斜面樹林を位置づけます。</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>江奈湾の干潟</p>  <p>江奈湾と斜面樹林</p> </div>
<p><b>区域の状況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江奈湾は、干潮時には干潟が形成されます。</li> <li>・干潟の背後はヨシ群落が広がっており、ヨシ群落の背後は、常緑広葉樹を主体とする斜面樹林となっています。</li> <li>・市街化調整区域であり、さらに風致地区と近郊緑地保全区域が指定されていることから直ちに開発される危険性は高くありません。関東地方で数少ない干潟であり、その干潟に淡水を供給する集水域となる背後の斜面樹林とともに一体的な保全が必要です。</li> </ul>
<p><b>保全の方針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江奈湾の干潟については、県が策定する相模灘沿岸海岸保全基本計画により適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。</li> <li>・斜面樹林については、風致地区及び近郊緑地保全区域の継続的指定と適正な開発指導を図ります。</li> <li>・枢要な地区について、近郊緑地特別保全地区等の指定の検討、公有地化や三浦市みどりの条例による保護地区等の指定等、諸施策を講じて保全に努めます。</li> <li>・地区の自然環境や生きものの保全・保護については、NPO や市民団体等との市民協働により推進します。</li> </ul>

### C - 油壺周辺保全配慮地区の保全方針

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対象区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>油壺湾とその周辺の断崖に形成される斜面樹林、海岸を位置づけます。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <span>油壺・荒井浜</span> <span>名向崎緑地</span> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区域の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>油壺湾については、断崖に自然性の高い常緑広葉樹の斜面樹林が形成され、クサフグの産卵地にもなっている自然海岸を有しています。</li> <li>市街化調整区域が多く、風致地区と県の自然環境保全条例による自然環境保全地域が指定されています。</li> <li>マリーナとみどりが調和した景観は「かながわの景勝 50 選」に選定されており、周辺には東京大学の三崎臨海実験所や油壺実験潮場、三浦一族終焉の地となった新井城址と自然、歴史、景観ともに重要な地区となっており、保全への配慮が必要です。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保全の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名向崎緑地は、都市緑地としての指定を継続し、保全を図ります。</li> <li>クサフグ産卵地を含む自然海岸については、相模灘沿岸海岸保全基本計画により適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。</li> <li>斜面樹林については風致地区及び県の自然環境保全条例による自然環境保全地域の継続的指定と適正な開発指導を図ります。</li> <li>油壺公園は、風致公園としての指定を継続し、保全を図ります。</li> <li>枢要な地区について、特別緑地保全地区等の指定の検討や三浦市みどりの条例による保護地区等の指定等、諸施策を講じて保全に努めます。</li> <li>地区の自然環境や生きものの保護については、NPO や市民団体等との市民協働により推進します。</li> </ul>

D - 東京湾沿岸保全配慮地区の保全方針	
<b>対象区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾(浦賀水道)に面した三浦海岸から劔崎までの砂浜・磯等の自然海岸、背後の斜面樹林を位置づけます。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>金田海岸</span> <span>金田漁港周辺</span> </div>
<b>区域の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三浦海岸から劔崎まで東京湾(浦賀水道)に面した海岸は、砂浜海岸を主に、磯を含む多様な自然海岸を有しています。</li> <li>これらの自然海岸には、海浜植物が生育しており、自然海岸の少ない東京湾において貴重な存在となっています。また、海に面して断崖となっている地区では常緑広葉樹を主体とする斜面樹林が形成されています。</li> <li>これらは市街化調整区域で、砂浜海岸は海岸保全区域に指定されているほか、風致地区や近郊緑地保全区域が指定されており、多くが公有地であることから、開発により失われる可能性は高くありません。しかし、海岸保全施設や漁港等の整備、海水浴等のレジャー利用による海浜植生への影響が懸念され、保全への配慮が必要です。</li> </ul>
<b>保全の方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾沿岸海岸保全基本計画により自然海岸と海浜植生が適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。</li> <li>海岸のレジャー利用による海浜植物の生育地の攪乱等が起きないように、利用調整を図るとともに、必要に応じて立ち入りの制限等の方策を検討します。</li> <li>斜面樹林については風致地区と近郊緑地保全区域の継続的指定と適正な開発指導による保全に努めます。</li> <li>NPO や市民団体等との協働により、絶滅が危惧される特に貴重な海浜植物の生育地の正確な情報の蓄積とその保護に努めます。</li> </ul>

## E - 相模湾沿岸保全配慮地区の保全方針

- ・ 相模湾に面した劔崎から宮川湾(江奈湾の干潟付近除く)、城ヶ島南岸、二町谷付近から長浜海岸(油壺湾周辺、小網代湾奥除く)まで磯・砂浜等の自然海岸、背後の断崖地植生・斜面樹林を位置づけます。



城ヶ島から望む劔崎灯台

対象区域



赤羽根海岸

E - 相模湾沿岸保全配慮地区の保全方針

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区域の状況</p>	<p>【劔崎から宮川湾】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劔崎から宮川湾までの相模湾に面した海岸は、断崖がつづく中に劔崎等の岬と江奈湾や毘沙門湾、宮川湾等の入江が形成される複雑に入り組んだ地形となっています。</li> <li>・断崖地植生や常緑広葉樹を主体とする斜面樹林が形成され、劔崎、盗人狩については「かながわの景勝50選」にも選定されています。</li> </ul> <p>【城ヶ島南岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城ヶ島南岸についても断崖と磯が続く地形となっており、ササが多くみられる中に断崖地植生が点在してみられ、赤羽根海岸はウミウ・ヒメウ・クロサギの生息地として県の天然記念物に指定されています。</li> </ul> <p>【二町谷付近から長浜海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二町谷付近から三戸海岸までの海岸は、断崖がつづく中に油壺湾、小網代湾等の深い入江が形成され、常緑広葉樹を主体とする斜面樹林が形成されています。</li> <li>・三戸海岸から長浜海岸にかけては、海浜植生が形成された砂浜海岸や岬によって形成されており、砂浜海岸の背後には常緑広葉樹林を主体とする斜面樹林が形成されています。また、長浜海岸にはクロマツ林がありましたが、マツ材線虫病(松くい虫)等による松枯れの進行により数は大幅に減ってしまいました。</li> <li>・これらはほとんどが市街化調整区域で、砂浜海岸は海岸保全区域に指定されているほか、ほぼ全域で風致地区が指定されています。また、県の自然環境保全条例による自然環境保全地域や近郊緑地保全区域が指定されています。</li> <li>・これらの法規制等により、過去にマリーナや別荘地等のリゾート開発が進んだ場所もありますが、まとまったみどりが失われる可能性は高くありません。しかし、海岸保全施設や漁港等の整備、海水浴・磯遊び等のレジャー利用による海浜植生への影響が懸念され、保全への配慮が必要です。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保全の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模灘沿岸海岸保全基本計画により、自然海岸と海浜植生が適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。</li> <li>・斜面樹林については風致地区、近郊緑地保全区域、県の自然環境保全条例による自然環境保全地域の継続的指定と適正な開発指導による保全に努めます。</li> <li>・黒崎海岸をはじめ、良好な海浜植生が形成されている海岸については、レジャー利用による海浜植物の生育地の攪乱等が起きないように、利用調整を図るとともに、必要に応じて地域制緑地の指定等により保全に努めます。</li> <li>・NPO や市民団体等との協働により、絶滅が危惧される特に貴重な海浜植物の生育地の正確な情報の蓄積とその保護に努めます。</li> </ul>

## 4 保全・交流地区の方針

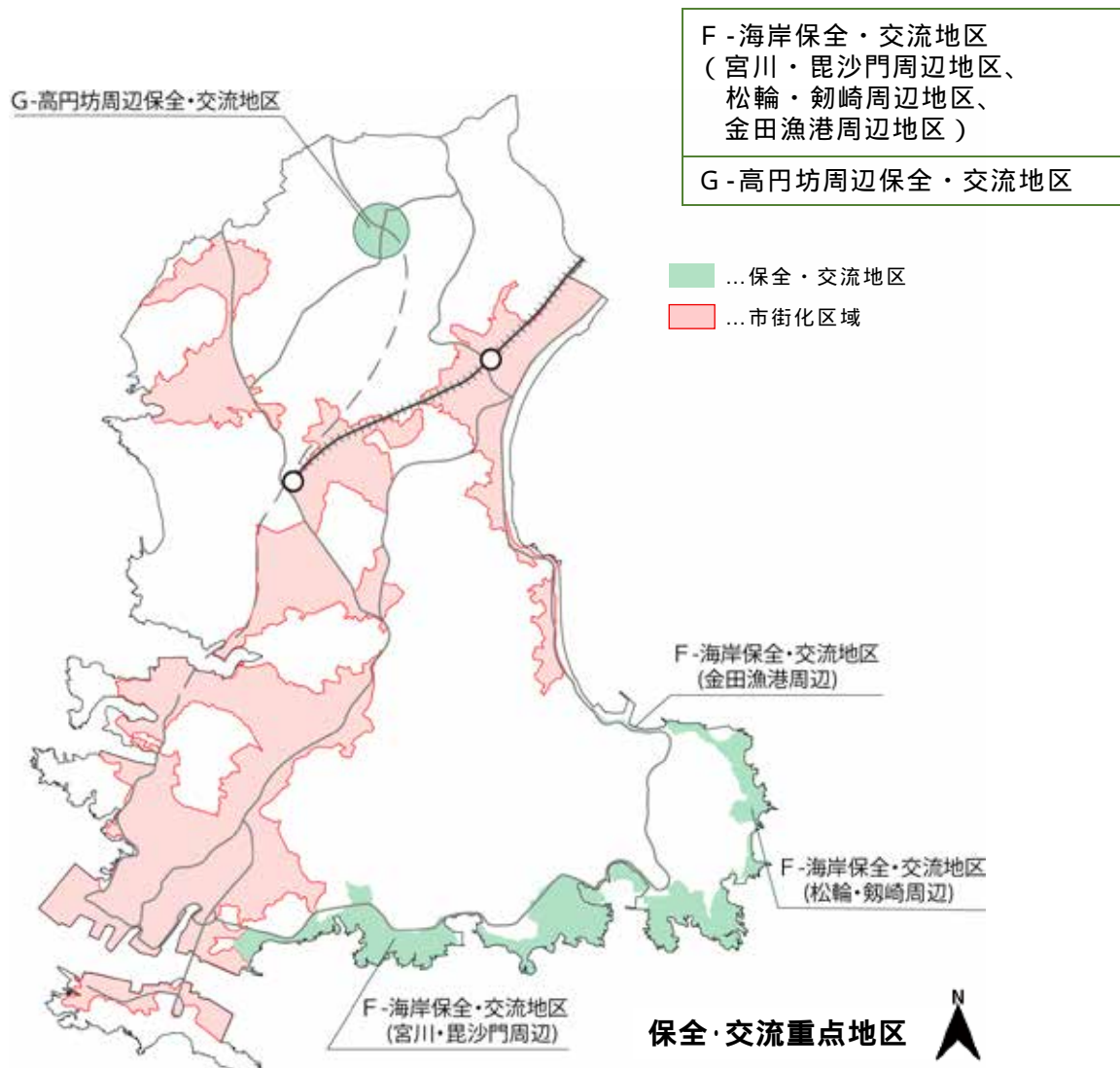
### (1) 保全・交流地区とは？


地区区分	根拠法令	内容
保全・交流地区	なし	本計画において独自に定める地区であり、「みどりの保全を基本としつつ、人々の交流を図る地区」のことであります。

- ・「第1章 みどりの基本構想」の「3 みどりの将来構想」において、「みどりの交流拠点」と位置づける地区とします（P14 参照）。
- ・保全・交流地区は、海やみどりの保全を第一としつつ、三浦市都市計画マスタープランの方向性に合わせて、その魅力を発信し、人々の交流を促進します。

### (2) 地区別の方針

#### 【保全・交流地区】



F - 海岸保全・交流地区（宮川・毘沙門周辺、松輪・劔崎周辺、金田漁港周辺）		
<b>対象区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の南部の海岸沿いに位置する、宮川・毘沙門周辺、松輪・劔崎周辺、金田漁港周辺を位置づけます。</li> </ul>	
<b>区域の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海とみどりの豊かな環境は、本市の魅力であり、保全を基調としつつ、市内外から訪れる人々へその魅力を発信し、交流することが望まれます。</li> </ul>	
<b>交流の方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然海岸や農地、漁港等を活かして、市内外から訪れる人々の自然とのふれあいや交流を促進します。</li> <li>海に近く津波や高潮等への対策が必要であることから、防災・減災対策を進めます。</li> <li>宮川公園は、風車と宮川湾の眺望を楽しめる、市民の憩いの場として拡張整備に取り組みます。</li> <li>（仮称）劔崎公園について、東京湾と相模湾が眺望できる灯台と一体となった公園として、整備を検討します。</li> </ul>	

劔崎灯台

G - 高円坊周辺保全・交流地区		
<b>対象区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三浦縦貫道路高円坊入口周辺を位置づけます。</li> </ul>	
<b>区域の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良な農地が広がり、ミカンやイチゴ等の観光農園もみられるほか、三浦縦貫道路での本市への玄関口であることから、本市の魅力をPRすることが望まれます。</li> </ul>	
<b>交流の方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本地区の優良な農地については引き続き保全を図ります。</li> <li>交通利便性を活かした人々の交流の促進や、営農環境に配慮したゆとりのある良好な住環境の維持・保全を目指します。</li> <li>観光農園や古民家、神社などの歴史資源を活用した、人々の交流を生み出す取組について検討します。</li> </ul>	

高円坊周辺の農地

## 5 緑化重点地区の方針

### (1) 緑化重点地区とは？

地区区分	根拠法令	内容
緑化重点地区	都市緑地法	本計画の項目として定める地区であり、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」の事です。

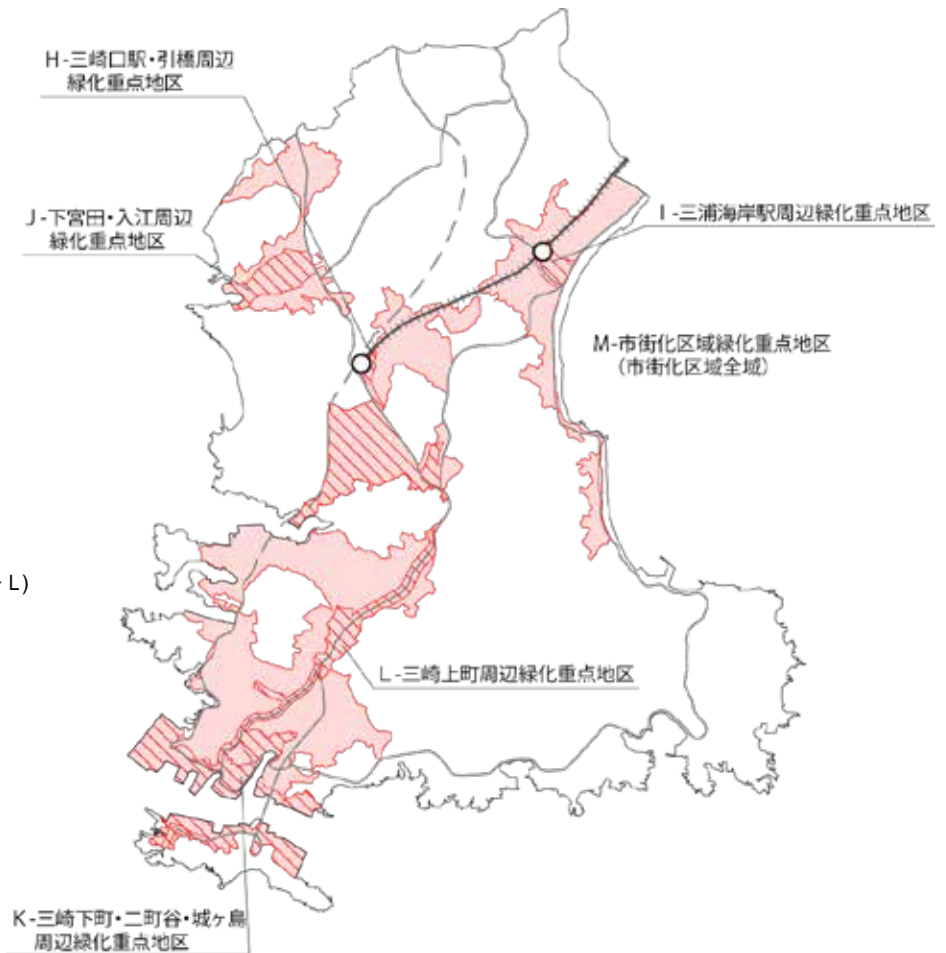
- ・緑化重点地区は、みどりの少ない市街化区域全域を位置づけるとともに、地域の特性に応じて緑化を図る地区として、「第1章 みどりの基本構想」の「3 みどりの将来構造」において、「街の緑化拠点」と位置づける地区とします（P14 参照）。
- ・緑化重点地区のうち、特に重要性が高い地区については、必要に応じて緑化地域の指定を検討します。

### (2) 地区別の方針

#### 【緑化重点地区】

H - 三崎口駅・引橋周辺 緑化重点地区
I - 三浦海岸駅周辺 緑化重点地区
J - 下宮田・入江周辺 緑化重点地区
K - 三崎下町・二町谷・ 城ヶ島周辺 緑化重点地区
L - 三崎上町周辺 緑化重点地区
M - 市街化区域 緑化重点地区

- ... 緑化重点地区 (H~L)
- ... 市街化区域 (M)  
緑化重点地区



緑化重点地区位置図

## H-三崎口駅・引橋周辺緑化重点地区

対象区域

- ・本市の中心部に位置する、三崎口駅周辺、引橋地区、三戸・小網代地区を位置づけます。



公共施設イメージ



花とみどりモデル事業 あじさい会



小網代の森 インフォメーションスペース



花とみどりモデル事業 花組

区域の状況

- ・本市の玄関口の一つである京浜急行久里浜線の三崎口駅があります。
- ・引橋周辺は、本市の中心地にふさわしい市民交流拠点の形成を目指して、市庁舎を含む公共施設と民間施設の整備を行う市民交流拠点整備事業の取組が進められています。
- ・三戸・小網代地区は、土地区画整理事業による一体的な市街地整備に向けて、具体的な土地利用計画の検討が進められています。
- ・本市の中心地にふさわしいみどりづくりを進めることが望まれます。

緑化の方針

- みどりの交流拠点づくり
- ・駅前広場については、市民協働によって行われている草花の植栽を引き続き推進するとともに、駅正面や待合いスペースについて鉄道・バス事業者の協力を得ながら緑化を進めます。
  - ・引橋周辺では、市民交流拠点整備事業区域における新市庁舎の整備にあたって、既存の自然緑地を可能な限り残し、新たに整備する道路沿いの緑化を図るとともに、その他民間施設用地においても、区域周辺の民地と接する部分に緑地を配置します。また、市民協働によって行われている草花の植栽を引き続き推進します。
  - ・三戸・小網代地区は、三浦の自然環境や景観と調和を目指し、既存のみどりの保全やオープンスペースの確保、みどりのネットワークの形成に配慮したまちづくりを促進します。

## Ⅰ-三浦海岸駅周辺緑化重点地区

対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の北東部に位置し、京浜急行久里浜線三浦海岸駅周辺を位置づけます。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>南下浦コミュニティセンターのクスノキ</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>花とみどりモデル事業 もみじ会</p> </div>
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の玄関口の一つである京浜急行久里浜線の三浦海岸駅があります。</li> <li>・三浦海岸駅周辺は、南下浦コミュニティセンターと子育て世代向けの賃貸住宅との複合施設をはじめ、住宅や商店、飲食店、金融機関等の生活利便施設や公共施設等が数多く立地しています。</li> <li>・交流と生活の拠点となる市街地にふさわしいみどりづくりを進めることが望まれます。</li> </ul>
緑化の方針	<p style="text-align: center;">みどりの交流拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場については、市民協働によって行われている草花と河津桜の植栽を引き続き推進するとともに、地区東側のバスロータリー、待合いスペースを中心に鉄道・バス事業者の協力を得ながら緑化を進めます。</li> <li>・地域の中心的な施設である南下浦コミュニティセンター（チェル Sea みうら）については、保護樹木を中心にみどりの保全を図ります。</li> </ul>

**J - 下宮田・入江周辺緑化重点地区**

<p><b>対象区域</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の北西部に位置し、三浦市総合体育館（潮風アリーナ）等の公共施設や大型商業施設が立地する周辺エリアを位置づけます。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>潮風アリーナ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>入江地区の住宅地と低未利用地</p> </div>
<p><b>区域の状況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺には、自然環境の豊かな海浜地が存在しており、景観も優れています。</li> <li>西側の入江地区には、まとまった低未利用地があり、本市の活性化につながる利活用が期待されています。</li> <li>幅広い交流機能を備えた市街地及び豊かな自然と調和したゆとりのある良好な住宅地にふさわしいみどりづくりを進めることが望まれます。</li> </ul>
<p><b>緑化の方針</b></p>	<p>みどりの交流拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三浦市総合体育館（潮風アリーナ）については、みどりの維持を図ります。</li> </ul> <p>みどり豊かな地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存住宅地や商業施設の緑化を推進します。</li> <li>入江地区の低未利用地の利活用にあたっては、周辺に存在する景観に優れた、自然環境豊かな海浜地があることから、緑地の確保や緑化が図られるよう誘導します。</li> <li>地区内を流れる一番川については、その親水的利用について河川管理者や開発事業者と調整・検討を進めます。</li> </ul>

K-三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺緑化重点地区

<p style="writing-mode: vertical-rl;">対象区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の南西部に位置する三崎下町、二町谷地区、城山地区、城ヶ島周辺地区を位置づけます。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>花とみどりモデル事業 三崎港花の会</p> <p>県立城ヶ島公園・アジサイ</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">区域の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三崎下町の三崎漁港周辺は、水産業（漁業）の拠点である市場や関連する流通・加工施設、観光客向けの飲食店等の商業施設、住宅等が立地しており、昭和風情のある建築物等の「みなとまち」を感じる景観等が形成されているほか、公民連携による海業振興の取組が進んでいます。</li> <li>城山地区は、庁舎移転後の跡地において、観光の活性化に資する土地利用転換が検討されています。</li> <li>城ヶ島には、馬の背洞門や海を見渡し雄大な景観が広がる県立城ヶ島公園の豊かな自然環境があり、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンの2つ星を獲得するなど国内外で注目されています。</li> <li>豊かな自然環境、活力ある基幹産業、景観、食の魅力、観光等の本市の資産を活かし、海業振興の中心となるにぎわいと魅力あふれる市街地にふさわしいみどりづくりが望まれます。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">緑化の方針</p>	<p>みどりの交流拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設緑地については、保全と活用を図ります。</li> <li>海浜植物や野鳥が生息する貴重な自然海岸を含んだ自然環境が特徴である県立城ヶ島公園は、景観や自然環境の保全等に配慮した維持管理を県に働きかけます。</li> <li>三崎下町地区に点在する社寺については、みどりの少ない同地区の貴重な民間施設緑地として、保全・活用を検討します。</li> <li>三崎港付近で市民協働によって行われている草花の植栽を、引き続き推進します。</li> </ul>

L - 三崎上町周辺緑化重点地区	
<b>対象区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の南西部に位置し、K-三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺緑化重点地区に近接しており、県道 26 号沿道の商業施設や公共施設が立地する周辺エリアを位置づけます。</li> </ul>
<b>区域の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道 26 号等の沿道には、商業施設や金融機関、店舗併用住宅、三崎警察署や三浦市立病院、岬陽小学校、名向小学校等の公共施設が立地しており、その他は、戸建住宅や小規模な集合住宅が立地しています。</li> <li>・周辺環境と調和した、ゆとりのある良好な住環境にふさわしいみどりづくりを進めることが望まれます。</li> </ul>
<b>緑化の方針</b>	<p style="text-align: center;">みどり豊かな地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化スペースが少ないことから、店先等民有地内のプランター、ハンギングバスケット等による緑化や壁面緑化を推進します。</li> </ul>

M - 市街化区域緑化重点地区	
<b>対象区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域全域を位置づけます。</li> </ul>
<b>区域の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域は、緑被率が約 23%とみどりが少ない状況にあります。</li> <li>・市街化区域全域において、みどりの保全及び緑化の取組を重点的に進める必要があります。</li> </ul>
<b>緑化の方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の柱「まちのみどりを創る・活かす」に定めた個別施策の活用により、みどりのまちづくりを重点的に進めます（P39～44 参照）。</li> <li>・市街化区域全域のうち、徒歩圏内に公園・緑地が配置されていない地域については、市民緑地認定制度等による新たな緑地の確保を検討します。</li> </ul>

## 6 重点的に道路の緑化に取り組む方針

### (1) 重点的に緑化に取り組む道路とは？

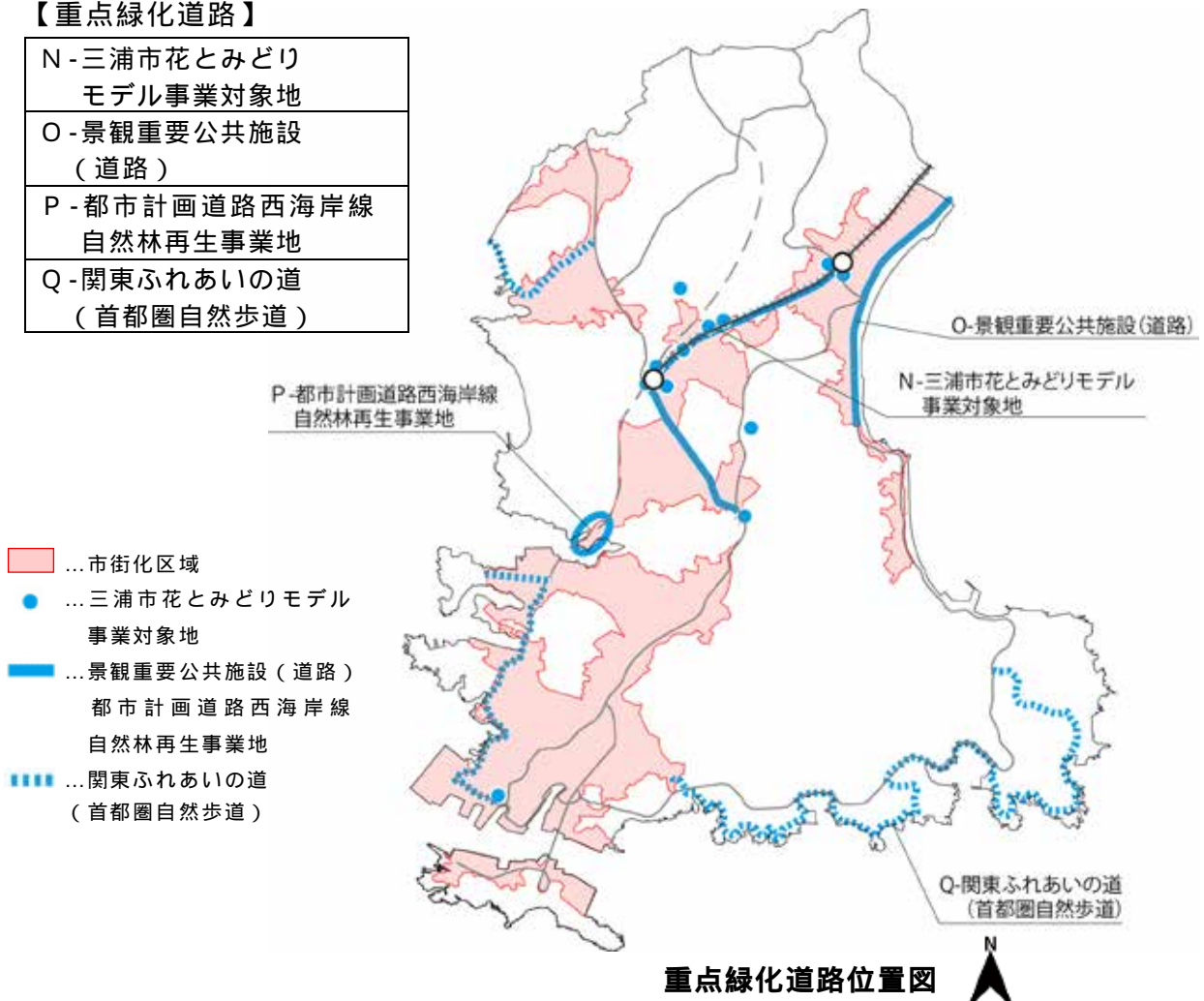
地区区分	根拠法令	内容
重点緑化道路	なし	本計画において独自に定める道路であり、「緑化を図る道路」のことです。

- ・「第1章 みどりの基本構想」の「3 みどりの将来構想」において、「重点緑化道路」と位置づけた道路については、その緑化の方針を示します（P14 参照）。
- ・道路緑化にあたっては、三浦市花とみどりモデル事業による緑化推進を図ります。また、三浦市景観計画において景観重要施設として位置づけられる道路については、良好な景観の形成を図ります。



### (2) 道路別の方針

#### 【重点緑化道路】

N-三浦市花とみどりモデル事業対象地
O-景観重要公共施設（道路）
P-都市計画道路西海岸線自然林再生事業地
Q-関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）



N-三浦市花とみどりモデル事業対象地、O-景観重要公共施設（道路）、 P-都市計画道路西海岸線自然林再生事業地	
<b>対象区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三浦市花とみどりモデル事業対象地の沿道、景観重要公共施設に指定される道路（引橋交差点から三崎口駅まで（国道 134 号）、三浦海岸沿道道路（国道 134 号・県道 215 号）、河津桜並木道（市道 310-3 号）、小松ヶ池公園との隣接箇所（市道 347-16 号及び市道 348 号））、及び整備が進められている都市計画道路西海岸線の自然林再生事業地を位置づけます。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>花とみどりモデル事業 仲々会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>河津桜</p> </div> </div>
<b>区域の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三浦市花とみどりモデル事業が市内各所で実施され、それぞれの団体が工夫を凝らした美しい植栽帯を形成しており、これらの活動の維持・支援が望めます。</li> <li>三崎口駅から引橋地区、三浦海岸駅から三浦海岸までの道路が景観重要施設に指定され、美しい景観形成に向けた取組が進められており、まちの玄関口を彩る緑化についても取組を進めることが望めます。</li> <li>西海岸線の整備に際しては周辺の自然環境への配慮が望めます。</li> </ul>
<b>緑化の方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三浦市花とみどりモデル事業を通じて、市内の緑化推進を行う同好会等の活動を支援します。</li> <li>引橋交差点から三崎口駅までの国道 134 号については、市の中心部と鉄道駅までを結ぶ主要な道路であり、街路樹の適切な維持・管理について、道路管理者と調整を図ります。</li> <li>三浦海岸沿道道路（国道 134 号・県道 215 号）については、多くの来訪者を迎え入れる海辺景観と調和した街路樹の適切な維持・管理について、道路管理者と調整を図ります。</li> <li>三浦海岸駅から小松ヶ池公園を結ぶ河津桜並木道（市道 310-3）については、現在の歩道と緑地帯の維持充実を図るとともに、市民協働による桜のシンボルロードづくりを引き続き推進します。</li> <li>小松ヶ池公園との隣接箇所（市道 347-16 号及び市道 348 号）については、アジサイなど美しい植栽の維持に努めます。</li> <li>神奈川県が進める西海岸線の整備については、自然環境や景観に配慮して、自然林の再生を目指すこととされています。</li> </ul>

Q-関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）	
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）を位置づけます。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>宮川湾周辺【関東ふれあいの道】(三浦・岩礁のみち)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>諸磯湾【関東ふれあいの道】(油壺・入江のみち)</p> </div>
区域の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）は、関東地方の一都六県（東京都、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県）をぐるりと一周する長距離自然歩道であり、関係機関と協力しながら、美しい自然や歴史、文化に触れるルートの保全が望まれます。</li> </ul>
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な遊歩道については「海の保全・活用軸」や「大地の連携軸」をつなぐよう整備を推進し、遊歩道によるみどりのネットワーク化に努めます。</li> <li>・ 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）のコースは、本市内では、三浦・岩礁のみち、油壺・入江のみち、荒崎・潮騒のみちがあり、これらのコースの維持・管理の要望とPRを図ります。</li> </ul>



城ヶ島大橋から望む三崎漁港



城ヶ島大橋